			六号に掲げるものである場合にあっては二万二千四百円）
二　規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）			二万千二百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては二万八百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては二万二千四百円）
三　規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合		二万千二百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては二万八百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては二万二千四百円）
	その他の場合		四万二千四百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては